

高額介護合算療養費の支給申請が今年もはじまりました

■問い合わせ 多久市役所 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

平成20年4月から、医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が著しく高額になる場合、その負担を軽減するために、「高額介護合算療養費制度」が設けられています。

この制度は、各医療保険の世帯ごとに平成22年8月1日から平成23年7月31日（基準日）までの1年間で、**医療保険と介護保険の自己負担分の合算額**が下表の限度額を超えている場合に支給されるものです。（医療分は高額療養費の計算対象になったものがこの制度でも対象となります）

● 1年間の自己負担限度額 ●

所得区分		加入保険・年齢	後期高齢者医療 + 介護保険 75歳以上	国民健康保険 + 介護保険 70～74歳	国民健康保険 + 介護保険 70歳未満
上位所得者 現役並み所得者			67万円	67万円	126万円
一般			56万円	56万円	67万円
市民税 非課税	低所得者Ⅱ		31万円	31万円	34万円
	低所得者Ⅰ		19万円	19万円	

※所得区分は、高額療養費の所得区分（平成23年7月31日時点）と同じです。
ただし、その超えた額が500円未満の場合は支給されません。

♡ 多久市国民健康保険（または佐賀県後期高齢者医療制度）加入の方

多久市の国民健康保険（または佐賀県後期高齢者医療）加入の方で佐賀中部広域連合の介護保険に加入されている方は、支給対象となった場合に多久市（または佐賀県後期高齢者医療広域連合）からお知らせ通知を送付します。通知が来ていない場合でも、支給対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

♡ 他の医療保険（協会けんぽ・健保組合・共済等の職場の保険）加入の方

加入されている医療保険への申請となります。詳しい申請方法等は、基準日（7月31日）に加入している各医療保険にお問い合わせください。その際に介護保険の「自己負担額証明書」が必要ですので、まず「自己負担額証明書」の交付申請を行ってください。「自己負担額証明書」は、発行までに約1か月かかります。

♡ 介護保険の自己負担額証明書の申請先

佐賀中部広域連合および多久市福祉課または、郵送で申請書を受け付けています。

■問い合わせ 〒840-0831 佐賀市松原4丁目2番28号 佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134

佐賀県デザイン盛りだくさん!!

佐賀ん年賀状

まるで1枚の絵画のよう... 佐賀県にゆかりのある個性溢れるデザイナー達が佐賀県への想いを年賀状に表現！佐賀ならではの魅力を年賀状に込めてお届けします!!

インターネットでも購入ができます

<http://www.otonari.co.jp/dezacore/>



株式会社 音成印刷 広告

■多久営業所 多久市北多久町大字小侍45番地37
☎0952-75-3011
FAX 0952-75-3014

■本社 小城市小城町253番地4
☎0952-73-4113/☎0952-73-3540
URL: <http://www.otonari.co.jp/> E-mail: info@otonari.co.jp

お電話いただければ年賀状パンフレットをお送りいたします。